平成２５年（フ）第５６０号
川崎市川崎区榎町５番８―202号　レクシオ川崎
債務者　馬渡　敏人
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３号
千葉県白井市中234―18、住民票上の住所千葉県印西市原２丁目５番地Ｎ棟302号
債務者　上田　耕平
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　哲
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第８８号
静岡市駿河区馬渕３丁目20番25号
債務者　栗坂　静夫
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　正幸
4　破産債権の届出期間　平成26年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８９号
静岡市駿河区馬渕３丁目20番25号
債務者　栗坂美恵子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　正幸
4　破産債権の届出期間　平成26年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９１号
兵庫県加古郡播磨町二子124番地
債務者　衣笠　仁浩
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　裕史
4　破産債権の届出期間　平成26年４月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第７２号
高知県香南市夜須町坪井523番地５
債務者　清藤禮次郎
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前９時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３２号
香川県高松市香西本町210番地３
債務者　佃　　政弘
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　浩之輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２号
長野県上田市上田169番地７
債務者　新海　貞次
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　　準
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第６８０号
広島市中区舟入中町３―31―303、住民票上の住所広島市佐伯区藤垂園４番３―306号
債務者　安村　友里
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧川　智昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１５７号
広島市東区矢賀新町２丁目３番34―405号
債務者　西谷　浩一
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　淳哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６号
広島市南区仁保２丁目２番２―101号
債務者　胡子　昌宏
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楾　　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２号
広島市南区東雲２丁目２番14―207号
債務者　段田　雅俊
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺西　環江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４５号
愛知県小牧市大字久保一色1208番地４　ダイナース小牧707号
債務者　杉本　真一
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春名　潤也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４２号
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町27番地　下鳥羽市営住宅１棟320号
債務者　浅井　允統
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松いづみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０号
熊本県八代市築添町1640番地２　１―14
債務者　岩本　義浩
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　幸広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第１１号
熊本県八代市築添町1640番地２　１―14
債務者　岩本　恵子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　幸広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
熊本地方裁判所八代支部